

議案第七号

港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十二年二月二十四日

提出者 港区長 武 井 雅 昭

港区立上下水道施設上部利用公園条例の一部を改正する条例

港区立上下水道施設上部利用公園条例（昭和五十五年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

別表金額の欄中「千五百七十四円」を「千八百十円」に、「九千八百五十四円」を「一万千三百三十二円」に、「一万四千七百八十二円」を「一万六千九百九十九円」に、「七十円」を「八十円」に改める。

付 則

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

2 この条例の施行前に、既にこの条例による改正前の港区立上下水道施設上部利用公園条例の規定に基づき徴収するものとされた占用料については、当該占用料に相当する期間中は、

なお従前の例による。

(説明)

公園占用料の額を改定するため、本案を提出いたします。